

青葉区公告第 130 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 29 日

横浜市青葉区長 中島 隆雄

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	堀田 弘 ほか 21 名 別紙一覧のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料令和 8 年度 7 月期分督促状	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

	公示送達 別紙
送達する書類名	送達を受けるべき者の氏名又は名称
横浜市介護保険料督促状令和8年度7月期	堀田 弘
	宮本 努
	江成 正彦
	井野瀬 八重子
	小林 幸枝
	矢久保 建生
	岩間 清春
	佐藤 仁
	小玉 昭夫
	小川 雅道
	永井 茂
	杉山 宏子
	松本 衣代
	佐藤 弥生
	渡部 洋子
	森川 かおる
	梶原 貞信
	安井 孝之
	大住 正二
	高永 兼行
	工藤 秀二
	日出谷 庸一